

ISSUE BRIEF

NHKの受信料問題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 591 (2007. 6. 19)

- はじめに
- I 受信料制度とその問題点
 - 1 受信料制度
 - 2 現行の受信料体系
 - 3 受信料制度の問題点
 - II 受信料の支払い義務化をめぐる国会審議
 - 1 第51回国会(通常会)
—昭和41年—
 - 2 第91回国会(通常会)
—昭和55年—
 - III 受信料をめぐる最近の動き
 - 1 NHKの動き
 - 2 政府・与党の動き
 - 3 平成19年初頭の受信料の支払い義務化をめぐる動き
- おわりに

NHKは、公平中立な立場で放送を行うべきとして営利活動や広告放送が禁止されており、受信料に財政基盤を置いている。

しかし、受信料を支払わなくてもNHKの放送を受信できるため、NHKと受信契約を締結しない未契約者、契約者であるが受信料を支払わない未払い者が現在、多数存在する。このため、有料契約対象の内、約3割の件数について、NHKが受信料を徴収できない事態となっており、受信料の公平負担の観点からも問題となっている。

この問題の根底には、放送法に、受信料の支払い義務を明記していないことがあるのではないかと見られ、過去にも昭和41年と同55年に放送法を改正し、受信料の支払い義務を法定化する動きがあった。

本稿では、受信料制度の概要と同制度を巡るこれまでの動向をとりまとめた。

国土交通課

いけだ かつひこ
(池田 勝彦)

調査と情報

第591号

はじめに

日本放送協会(以下「NHK」とする。)は、昭和 25 年 6 月 1 日、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)施行に伴い、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とし¹、前身である旧社団法人日本放送協会の一切の権利・義務を承継する公法人として設立された。NHKは、公平中立な立場で放送を行うべきとして営利活動や広告放送が禁止されており、受信料に経営基盤を置いている。

しかし、受信料を支払わなくても NHK の放送を受信できるため、NHK と受信契約を締結しない未契約者、契約者であるが受信料を支払わない未払い者が多数存在し、問題となっている。

平成 18 年前半に、政府・与党内で行われた今後の通信・放送政策の在り方についての検討の場においても、受信料制度が取り上げられ、受信料の支払い義務化の方針が示された。

しかしながら、平成 19 年の通常国会に提出された放送法改正案においては、受信料の支払い義務化が、盛り込まれるには至らなかった。

受信料制度については、平成 19 年 6 月に総務省内に研究会が設置されるなど、今後も活発な議論が行われることが予想される。本稿では、受信料制度の概要とこれまでの同制度を巡る動向をとりまとめておきたい。

I 受信料制度とその問題点

1 受信料制度

NHKが、全国に放送を普及させ、また、公正・中立な立場で放送の自主性を保ちながら、放送を通して、国民の生命・財産を守り、公共の福祉、文化の向上に貢献するためには、財政の自立を保障することが必要となってくる²。

このため、放送法においては、NHK の放送を受信できる受信設備を設置した者(以下「受信者」とする。)に対し、NHK の放送の視聴の有無に拘わらず、第 32 条第 1 項により、NHK との受信契約を義務付けている。この契約に基づき、NHK は、受信者から受信料を徴収し、収入を確保する仕組みとなっている。

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(…中略…)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない(放送法第 32 条第 1 項)。

この契約義務制について、政府は、放送法案の国会審議の際に 1)電波法(昭和 25 年法律第 131 号)により、受信機の設置許可制度が廃止され³、受信設備を自由に設置できるよう

¹ 放送法第 7 条(制定当時)。現在は、「放送法及び電波法の一部を改正する法律」(昭和 63 年法律第 29 号)により、NHKの目的として、豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うことと、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことが条文に追加されている。

² 「なんで受信料を払うの？」NHK HP <http://www.nhk.or.jp/eigyoknow/know_nande.html>

³ 電波法の前身である、無線電信法(大正 4 年法律第 26 号)においては、受信機の設置について許可制が採られ

になること、2)放送法により、民間事業者の放送事業への参入が可能となり、無料の民間放送が出現することから、何らかの法的根拠がないと受信料の継続徴収が不可能になることが予想され、強制的にNHKが受信料を取りうる意味の規定が必要になったと説明した⁴。

また、契約義務制については、契約の自由を否定し、憲法第 19 条(思想及び良心の自由)に違反しているとの主張がある。これに関して、政府は、契約強制は、公共の福祉のために放送を行うNHK の維持のために、受信料を取る手段として設けられているものであり、憲法第 19 条に違反するものではないとしている⁵。

なお、放送法上、受信料を定義する規定は存在しないが、受信料の法的性格については、郵政大臣の諮問機関である臨時放送関係法制調査会が、昭和 39 年の答申の中で示した「NHK の維持運営のための特殊な負担金」との見解が、政府見解となっている⁶。

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であつて、法律により国がNHK にその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである⁷。

一方、未契約者や未払い者に対する罰則、強制的徴収手続きは、放送法上規定されていない。このため、最終的には、民事訴訟の手続きにより問題解決が図られる。

具体的には、NHKは、未契約者には、受信契約を締結する意思表示を求める訴えと受信契約に基づく受信料の支払いを求める訴えを、未払い者には、受信料の支払いを求める訴えを起すことになる⁸。しかし、従来は、こうした法的手続きは取られておらず、平成 18 年 11 月に、初めて未払い者に対する支払督促が申し立てられた。

2 現行の受信料体系

受信契約は、私法上の契約であり、契約条項は、放送法第 32 条第 3 項により、総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約(以下「受信規約」とする。)により定められる。

受信料の月額額は、同第 37 条第 4 項により、国会で NHK の収支予算が承認されることにより定められ、契約者に対する受信料の免除は、同第 32 条第 2 項の規定により総務大臣の認可を受けた日本放送協会受信料免除基準により行われる。

ており、ラジオなど受信設備を設置するためには、国から、設置許可を受ける必要があった。

⁴ 例えば、網島毅電波監理長官の説明(第 7 回国会衆議院電気通信委員会議録第 4 号 昭和 25 年 2 月 2 日 pp.3, 6.)

この背景には、旧社団法人日本放送協会時においても受信契約は法律上、任意契約であったが、前掲注 3 のとおり、ラジオなどの受信設備の設置には、国の設置許可が必要であり、設置許可を受ける際に、旧社団法人日本放送協会との受信契約書を提示することが実務上求められていたため、行政上の裏づけを持つ事実上の強制契約であったことがある。

⁵ 味村治内閣法制局第二部長の答弁(第 84 回国会衆議院通信委員会議録第 6 号 昭和 53 年 3 月 1 日 p.24.)

⁶ 例えば、郡祐一郵政大臣の説明(第 51 回国会衆議院通信委員会議録第 10 号 昭和 41 年 3 月 16 日 p.14.)

⁷ 臨時放送関係法制調査会『答申書』1964.9.8, pp.81-82.

⁸ 荘宏『放送制度論のために』日本放送出版協会, 1963, p.256.

協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない(放送法第 32 条第 2 項)。

協会は、第 1 項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする(放送法第 32 条第 3 項)。

第 32 条第 1 項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額、国会が、第 1 項の収支予算を承認することによつて、定める(放送法第 37 条第 4 項)。

現在、受信契約は、テレビ放送の受信に対して設定されており、ラジオ放送のみの受信は、契約対象外(無料)となっている。

契約種別は、地上波のテレビ放送の白黒テレビでの受信を対象とした普通契約のほか、普通契約にカラー放送や衛星放送に対する料金を加えた、カラー契約、衛星カラー契約、衛星普通契約と衛星放送しか受信できない難視聴地域などを対象とした特別契約がある(表 1)。

契約単位は、世帯⁹単位(同一世帯に属する 1 つの住居¹⁰ごと)を原則とし、住居以外の場所に設置される受信設備は設置場所単位である。ただし、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体は、住居の一部とみなされる。また、受信設備の設置数に拘わらず 1 契約単位につき 1 契約である。

なお、受信料は定額であり、全ての契約者を対象にした前払や口座振替などの支払い方法に対する割引がある(表 1)。このほか、衛星カラー契約、衛星普通契約、特別契約の契約者を対象とした大口割引(多数契約一括支払に関する特例)や団体割引(団体一括支払に関する特例)、学生や単身赴任者を対象とした家族割引(同一生計支払割引)がある。

表 1 契約種別受信料額(訪問集金の場合：消費税及び地方消費税を含む)(単位：円)

	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約
月額	1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
6 か月前払額	7,950 (7,650)	5,190 (4,890)	13,390 (13,090)	10,630 (10,330)	6,030 (5,730)
12 か月前払額	15,490 (14,910)	10,130 (9,550)	26,100 (25,520)	20,740 (20,160)	11,760 (11,180)

(出典)「日本放送協会放送受信規約」から筆者作成

(注 1)括弧内の金額は、口座振込、継続振込、クレジットカード継続払の場合の料金。

(注 2)平成 19 年 10 月 1 日より、普通契約はカラー契約、衛星普通契約は衛星カラー契約に統合され、カラー契約、衛星カラー契約は、名称が変更され、それぞれ、地上契約、衛星契約となる。なお沖縄県については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 129 号)第 135 条に基づく、沖縄県の区域における受信料額の特例により特別契約を除き別料金。

3 受信料制度の問題点

NHK の事業収入は、ほとんどが受信料収入によるものである(表 2)。しかし、平成 16 年の NHK 職員の金銭不祥事発覚以降、未契約者や未払い者が増加し、受信料収入が落ち込んでいる(表 2,3)。平成 18 年度末において、有料契約対象件数の約 23.1%が未契約、約

⁹ 住居および生計をともにする者の集まりまたは一人で独立して住居もしくは生計を維持する単身者のこと

¹⁰ 人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋または区画された建物の一部の居住部分のこと

6.3%が未払い状態にある。両者を合わせると有料契約対象件数の内、約3割(約29.4%)から、NHKは、受信料を徴収できていない状態にある(表3)。

このことはNHKの財政を脆弱なものにすると共に、受信者全体の公平な負担の面でも深刻な問題となっている。

表2 各年度の受信料収入(単位：億円 億円未満は切り捨て)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
受信料収入①	6,425	6,478	6,410	6,024	6,138	6,130
事業収入②	6,647	6,693	6,667	6,343	6,432	6,348
①/②	96.6%	96.8%	96.1%	95.0%	95.4%	96.6%

(出典) 『日本放送協会平成18年度業務報告書』などの平成14年度から平成18年度までの各年度の業務報告書と日本放送協会『平成19年度収支予算と事業計画の説明資料』から筆者作成

(注)平成19年度の値は当初予算額、それ以外は各年度の収入支出決算表での決算額。

表3 各年度の受信契約の状況 (単位：万件)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
有料契約対象件数①	4,563	4,605	4,646	4,678	4,704
契約件数②(①の内数)	3,675	3,690	3,662	3,618	3,618
未契約件数③(①の内数)	888	915	984	1,060	1,086
契約率②/①	80.5%	80.1%	78.8%	77.3%	76.9%
未払い件数④(②の内数)	113	122	293	359	298
徴収率((②-④)/①)	78.1%	77.5%	72.5%	69.7%	70.6%

(出典) 平成17,18年度のNHK“約束”評価委員会『NHK“約束”評価報告書』やNHK照会などから筆者作成
(注1)NHKによると、①、③の値は、平成17年の国勢調査の結果を受けた値である。

(注2)有料契約対象件数①は、【有料契約対象世帯数】(契約が世帯単位)と【事業所等のテレビ設置室数】(契約が設置場所単位)の合計値である。NHKは、両者を概ね以下に示す方法により算出している¹¹。

【有料契約対象世帯数】

1)総務省の「国勢調査」などより総世帯数を算出。2)総世帯数から全額免除対象世帯や、同一世帯とみなせる二世帯同居世帯など契約対象外となる世帯の件数を控除し契約対象世帯数を算出。3)契約対象世帯をサンプリング調査し、テレビ普及率を算出。4)契約対象世帯数とテレビ普及率から、テレビ普及世帯数を算出。5)テレビ普及世帯数からテレビ故障・長期不在世帯を控除し、有料契約対象世帯数を算出。

総世帯数5,055万件、有料契約対象世帯数4,415万件(契約3,408万件、未契約1,007万件)(平成18年度)

【事業所等のテレビ設置室数】

1)総務省の「事業所・企業統計調査」から、総事業所数を算出。2)総事業所数から、全額免除対象施設や、個人商店などの店舗や事務所部分など住居の一部とみなされ契約対象外となる事業所を控除し、契約対象事業所数を算出。3)契約対象事業所をサンプリング調査し、テレビ設置事業所比率と平均テレビ設置台数を算出。5)これらの値を以下の式にあてはめ、事業所等のテレビ設置室数を算出。

(事業所等のテレビ設置室数)=(契約対象事業所数)×(テレビ設置事業所比率)×(平均テレビ設置台数)

総事業所数635万件、契約対象事業所数292万件、事業所等のテレビ設置室数299万件(契約210万件、

¹¹ 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会 第1回配布資料」総務省HP
<http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/kohei_futan/070601_2.html>

未契約 79 万件) (平成 18 年度)

受信契約については、日本国内での白黒テレビ製造が中止され、現在の設置台数もわずかと見られるにも拘わらず、普通契約、衛星普通契約が平成 18 年度末で約 35 万件存在する¹²。また、事業所に対する契約は、原則、テレビの設置場所ごとの契約であるにも拘わらず、一部のホテル事業者については、契約件数自体が、ホテルが公表している客室数より、大幅に少ないことが明らかになっている¹³ (例えば、大口割引がある衛星カラー契約の場合、大口割引による割引は、1 契約につき最大で月額 300 円¹⁴)。

また、契約対象外となる受信設備や、設置場所を住居の一部とみなす要件などの契約事項の具体的な運用については、受信規約ではなく、内規により定められている。しかし、内規は、全てNHK内部で定められ一般に公開されていない¹⁵。このため、内規の受信規約化や公開を行い、契約の透明性を高めるべきとの意見がある¹⁶。

表 4 支払い方法の内訳(単位：万件)及び徴収コスト(単位：億円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
訪問集金	487(13.2%)	479(13.0%)	612(16.7%)	637(17.6%)	571(15.8%)
口座振替	2,959(80.5%)	2,952(80.0%)	2,787(76.1%)	2,704(74.7%)	2,674(73.9%)
継続振込	229(6.3%)	259(7.0%)	263(7.3%)	277(7.7%)	317(8.7%)
クレジットカード継続払*	-	-	-	-	57(1.6%)
徴収コスト①**	819	817	804	819	816
①の受信料収入に占める割合	12.7%	12.6%	12.5%	13.6%	13.3%

(出典) 『日本放送協会平成 18 年度業務報告書』より筆者作成

(注)括弧内の数字は、支払い件数全件に占める構成比。万件未満は四捨五入、億円未満は切り捨て。数値は全て決算値。受信料収入は表 2 の値を使用。*平成 18 年 6 月より開始。**人件費や減価償却費などを含む。

契約・徴収業務においては、転居などの受信者の移動情報を把握する有効な手段が無いため、地域全域の全戸訪問など、多額の費用、人員を要する営業活動を行っている¹⁷。このため、契約件数の約 8 割強が、訪問集金以外の支払い方法であるにも拘わらず、受信料収入に占める徴収コスト(人件費や減価償却費などを含む)割合は、約 13%となっている(表 4)。

英国放送協会(BBC)は、NHKと同様、テレビの設置者に対し受信許可料を徴収するが¹⁸、

¹² 「資料 16 都道府県別契約件数」『日本放送協会平成 18 年度業務報告書』

<<http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/gyoumu/h18/pdf/gyoumu.pdf>> 本件数は全額免除契約の件数も含む。

¹³ 「NHKと東横インの受信契約、室数の 5% 検査院「不公平、改善を!」『朝日新聞』2006.11.11 全客室数に対する契約件数の割合は、平均 85%、最低では 5%であった。

¹⁴ 100 件以上の衛星カラー契約を結び、多数契約一括支払に関する特例を受けた場合。

同特例は、支払い方法を口座振替または継続振込にし、衛星カラー、衛星普通または特別契約の契約件数の合計が原則 10 件以上の場合、適用され、口座振替、継続振込の月額及び前払額が割引される。

¹⁵ 細則等の内規は、情報公開請求などにより、情報開示されているが、HPなどでは公開されていない。

¹⁶ 山本 博史「放送制度のあり方について」『Aura』178 号, 2006.8, p.17.

¹⁷ 芳賀 譲「受信料制度に効果的な視聴者移動管理システムを!」『Aura』177 号, 2006.6, pp.42-44.

¹⁸ 英国では、受信機の設置について許可制を取っており、BBCから、受信許可証を取得せずにテレビを設置または使用することが禁止されている(罰金 1,000 ポンド 2003 年通信法)。電器店や貸しテレビ業者には、BBC への販売・賃貸情報の通知義務が課されている(1967 年無線電信法)。

受信許可料収入に占める徴収コストの割合は、約 4.9%(2005/2006 年度 受信許可料収入 31 億ポンド、徴収コスト 1.53 億ポンド)¹⁹にとどまっている。

現在、最大の問題は、未契約者、未払い者から、受信料を徴収出来ていないことである。この問題の根底には、放送法に、受信料の支払い義務が明記されていないことがあるのではないかと考えられ、昭和 41 年と同 55 年にも、受信料の支払い義務を明記した放送法改正案が国会で審議された。

II 受信料の支払い義務化をめぐる国会審議

1 第 51 回国会(通常会)－昭和 41 年－

前述の昭和 39 年の臨時放送関係法制調査会答申では、受信料の徴収と支払いの法律関係に、「契約」の用語を用いることは、法律関係を誤解させるおそれがあるとし、支払い義務を直接規定することが望ましいと指摘されていた。

現行放送法は、受信料の徴収と支払いの法律関係を「受信契約」の強制という形で表現しているが、「契約」の語を用いることは、実際の法律関係を誤解させるおそれがある。このような擬制を行わないで、直接に支払義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい²⁰。

昭和 41 年の通常国会においては、臨時放送関係法制調査会の答申を踏まえた放送法改正案が提出され、その中には、受信料の支払い義務化の規定も含まれていた。

第 32 項第 1 項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会に受信料を支払わなければならない。(後略)(第 51 回国会提出放送法改正案より抜粋)

支払い義務規定については、1)法律的な意味、2)料金収納に対する効果、に議論が集中した²¹。政府は、同条文によりNHKの維持運営のための特殊な負担金という受信料の法的性格に変更はなく、受信設備を設置したことにより、直接支払い義務が生じる法律関係の方が端的で現実に即しているとした²²。支払い義務については公法上の強制徴収を伴うものではなく、あくまで、受信設備の設置により、NHKに対して生じる私法上のものであると説明した²³。また、料金収納上の効果について、NHKは、効果があるかはNHKの努力次第としながらも、支払い根拠が明確になり、徴収時の説明が簡単になることなどを挙げた²⁴。

しかし、同改正案は、放送事業免許制度²⁵の導入などの問題により審議が難航し、審議

¹⁹ 「TV Licensing Costs of Collection」 BBC HP

<http://www.bbc.co.uk/foi/docs/finance/licence_fee/TV_Licensing_Costs_of_Collection.pdf>

²⁰ 『答申書』前掲注 7, p.82.

²¹ 清水幹雄・村瀬真文「国会における「放送の公共性」論議の変遷 2」『放送研究と調査』587号, 2000.4, pp.72-73.

²² 郡祐一郵政大臣の答弁(第 51 回国会衆議院通信委員会議録第 10 号 昭和 41 年 3 月 16 日 p.14.)

²³ 郡祐一郵政大臣の答弁(第 51 回国会衆議院通信委員会議録第 38 号 昭和 41 年 6 月 10 日 p.2.)

²⁴ 小野吉郎NHK副会長の答弁(第 51 回国会衆議院通信委員会議録第 10 号 昭和 41 年 3 月 16 日 p.15.)

²⁵ NHKを除く放送事業者に対し、電波法に基づく放送局免許(施設免許)に加えて、放送法に基づく、放送事業

未了により廃案となった²⁶。

2 第91回国会(通常会)—昭和55年—

昭和55年の通常国会においては、未契約者や未払い者が増加傾向にあることを背景に²⁷、受信料の支払い義務化に加え、受信設備の設置日などのNHKへの通知義務、延滞金及び割増金制度の法定化を内容に持つ放送法改正案が提出された。

第32条(受信料の支払)

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置したものは、その設置の時から協会に受信料を支払わなければならない。(後略)

第2項(略)

第3項 支払義務者は、受信設備の設置後遅滞なく、受信設備の設置の日及び種類その他第32条の3第1項の受信料規程で定める事項を協会に通知しなければならない。(後略)

第32条の2(延滞金及び割増金)

支払義務者が受信料を支払わないため、協会が支払期日を指定して督促状を発した場合において、支払義務者が当該支払期日までに支払わないときは、(…中略…)延滞金を徴収することができる。

第2項 支払義務者が前項の支払期日を60日経過してもその支払うべき受信料を支払わないため、協会が再び支払期日を指定して督促状を発した場合において、支払義務者が当該支払期日までになお支払わないとき、又は支払義務者が不法に受信料の支払を免れたときは、協会は、その支払うべき受信料の額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

第3項 第1項の規定は、支払義務者が前項に規定する割増金を支払わない場合に準用する。

(第91回国会提出放送法改正案より抜粋)

同改正案に対し、政府は、受信料制度の趣旨を簡明にし、受信料収納の円滑化と負担の公平を図るものであり、受信料の基本的性格に変更を及ぼすものではないとした²⁸。また、受信料の徴収権者はNHKであり、罰則等で徴収を担保しているものではないので、税金とは、全く違うものであるとした²⁹。

NHKは、受信料制度は個々の視聴者がNHKの維持、運営のための経費を直接負担することが基本理念であり、同改正案は、契約するかしないかは自由で、契約しても支払わなくてよいという誤解を解消し受信料制度の性格を明らかにするものであるとした³⁰。

これに対して、1)法律をもって取り立てると人々の反発を招き、受信料を払いたくない人が増え受信料制度が崩壊する、2)未契約者・未払いは法律違反となるため、対策として罰則強化が打ち出される、3)法の力により財政基盤が保障されていくことは、国営放送化ではないか、との意見が出された³¹。このほかにも、延滞金及び割増金制度の法定は、民

免許を付与することが考えられていたが、日本民間放送連盟などが、国からの監督が強まり、言論の自由が損なわれるおそれがあるとして、反対していた。放送事業免許制は、現在も導入されていない。

²⁶ 日本放送協会編『20世紀放送史(上)』日本放送出版協会, 2001, pp.607-611.

²⁷ 大西正男郵政大臣の趣旨説明(第91回国会衆議院会議録第21号 昭和55年4月24日 p.4.)

²⁸ 大西正男郵政大臣の答弁(第91回国会衆議院会議録第21号 昭和55年4月24日 p.6.)

²⁹ 大西正男郵政大臣の答弁(第91回国会参議院予算委員会会議録第10号 昭和55年3月17日 p.17.)

³⁰ 坂本朝一NHK会長の答弁(第91回国会参議院通信委員会会議録第5号 昭和55年4月24日 pp.5-6.)

³¹ 須藤安三日本放送労働組合中央執行委員長の参考人発言(第91回国会衆議院通信委員会会議録第6号 昭和55

事訴訟の準備ではないかとの指摘や、民事訴訟を起こしても回収金額より訴訟費用がかかるので財政上は余り意味がないとの指摘がされた³²。

さらに、受信設備の設置と同時に支払い義務が生じることと憲法第 29 条(財産権の保障)の関係が問われたが、政府は、支払い義務の直接法定は、徴収実務の対策強化ないしは改善の範囲内の改正であり、公共的放送の維持のためという公的な要請に基づくものであるから憲法第 29 条に違反しないとの見解を示した³³。

しかし、同改正案は、本格審議の前に衆議院で内閣不信任案が可決され、衆議院が解散されたため、審議未了により廃案となった。

III 受信料をめぐる最近の動き

1 NHK の動き

NHK は、今後の改革の方向として、平成 17 年 9 月 20 日に、(1)視聴者第一主義、(2)組織や業務のスリム化、(3)受信料の公平負担、からなる『NHK 新生プラン』を発表し、これを基に平成 18 年 1 月に平成 18 年度からの 3 か年の経営計画である『NHK の新生とデジタル時代の公共性の追求』を発表した。

受信料については、(1)学生及び単身赴任者を対象とした「家族割引」の導入、(2)普通契約のカラー契約への一本化及びホテルなどの事業者に対する料金体系の見直し(平成 19 年度中に実施検討)、(3)クレジットカード継続払の導入、が決められた。

また、未契約者・未払い者に対しては、最後の方法として、未払い者に対し、平成 18 年 4 月以降、民事手続きによる支払督促の申し立てや、未契約者に対し、民事訴訟の実施準備を行うことが決められた。平成 18 年 11 月 29 日、東京都内の未払い者(33 世帯)を対象に、東京地方簡易裁判所に支払督促の申し立てが行われた³⁴。

このような未契約者・未払い者対策の結果、平成 18 年度の受信料収入は、3 年ぶりに上向き、平成 18 年度決算では、前年度比 1.9%増の 6,138 億円となった。

2 政府・与党の動き

平成 18 年に設置された。竹中総務大臣の私的懇談会「通信・放送の在り方に関する懇談会」においては、テーマの一つにNHK改革が取り上げられた。この懇談会では、公共放送は必要との認識の下、NHKの在り方として(1)公共放送が担うべき公共性、(2)事業規模や事業の範囲、(3)受信料制度、(4)ガバナンス、について検討された³⁵。

平成 18 年 6 月 6 日に取りまとめられた報告書³⁶においては、NHK改革として、(1)経

年 4 月 9 日 p.3.)

³² 則武真一委員の質疑(第 91 回国会衆議院通信委員会議録第 5 号 昭和 55 年 4 月 2 日 pp.18-19.)

³³ 角田禮次郎内閣法制局長官の答弁(第 91 回国会参議院予算委員会議録第 10 号 昭和 55 年 3 月 17 日 p.17.)

³⁴ 33 件の内 3 件は、弁護団が結成され、全面的に争う構えを見せている。また、平成 19 年 3 月 29、30 日に新たに東京都及び神奈川県未払い者 26 世帯に対し簡易裁判所へ支払督促の申し立てが行われた。

³⁵ 竹中総務大臣記者会見の概要(「通信・放送の在り方に関する懇談会」第 2 回会合(平成 18 年 1 月 23 日))

総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_01/d-news/2006/0123.html>

³⁶ 「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」(平成 18 年 6 月 6 日) 総務省 HP

<http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/pdf/060606_saisyuu.pdf>

営委員会の強化、(2)FM放送の廃止、衛星チャンネルの削減、(3)子会社の整理及び娯楽・スポーツ制作部門、伝送部門の子会社化、(4)国際放送の強化、(5)番組アーカイブのネット公開、(6)受信料の支払い義務化、の方針が示された。受信料の支払い義務化については、徴収コストの削減と受信料の引き下げを前提に実施すべきとされ、罰則の導入については、その後、必要があれば検討することとされた。

平成18年6月20日に取りまとめられた「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」³⁷においては、チャンネル数の削減対象は、難視聴対策以外の衛星チャンネルとされ、NHKの組織形態については、子会社の整理を前提とした娯楽・スポーツ制作部門の子会社化の検討、伝送部門の会計峻別等を行うこととされた。受信料については、引き下げのあり方、支払い義務について検討及び必要な措置を取ることが決められ、罰則の導入については、その後、必要があれば検討することとされた。

平成18年9月1日に、政府与党合意に基づく工程プログラムが発表され、受信料の支払い義務化については、平成19年春に結論を得ることとされた³⁸。

3 平成19年初頭の受信料の支払い義務化をめぐる動き

平成19年1月10日、菅総務大臣は、来たる平成19年の通常国会に平成20年度からの受信料の支払いを義務付ける内容の放送法改正案を提出することと、NHKに平成20年度から、受信料の約2割引き下げを要請する方針を明らかにした³⁹。これに対し、NHKは、「大変厳しい財政状況の中でただちに実現できるものではない⁴⁰」と受信料引き下げに難色を示したが、2月1日に、受信料引き下げも視野に入れた料金体系や訪問集金の廃止も含めた徴収方法についての見直し案を9月末までにまとめる考えを明らかにした⁴¹。

2月27日、菅総務大臣は、受信料の支払い義務化のみ行うことは国民の理解が得られないとし、3月中旬までに受信料引き下げの具体案を示すことをNHKに求めた⁴²。これに対し、NHKは、3月1日、受信料収入は回復途上であり、受信料引き下げはできないとし、改めて9月に視聴者への還元策を示す考えを表明した。その後も調整はつかず、3月23日、菅総務大臣は、受信料の支払い義務化を見送る方針を明らかにした⁴³。

4月6日、国会に提出された放送法改正案においては、NHK関係では(1)経営委員会の強化、(2)新たな国際放送制度の導入、(3)番組アーカイブのネット公開、を主な内容とし、受信料の支払い義務化は、盛り込まれなかった。

³⁷ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)総務省 HP

<http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_hosou/pdf/060623_1.pdf>

³⁸ 「通信・放送分野の改革に関する工程プログラムについて」(平成18年9月1日)総務省 HP

<http://www.soumu.go.jp/pdf/060901_2.pdf>

³⁹ 「NHK受信料 2割下げ要請へ」『日本経済新聞』2007.1.11.

⁴⁰ 「会長記者会見要旨 2007/1/11」NHK HP

<<http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/toptalk/kaichou/k0701.html#08>>

⁴¹ 「会長記者会見要旨 2007/2/1」NHK HP

<<http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/toptalk/kaichou/k0702.html#02>>

⁴² 「菅総務大臣閣議後記者会見の概要」(平成19年2月27日)総務省 HP

<http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_01/d-news/2007/0227.html>

⁴³ 「菅総務大臣閣議後記者会見の概要」(平成19年3月23日)総務省 HP

<http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_01/d-news/2007/0323.html>

以上の動きの中で示された、関係者の意見や世論調査をまとめると以下の通りである。

総務省は、受信料の支払い義務化と引き下げは一体のものであり、支払い義務化のみ行うことは国民の理解が得られないとしている⁴⁴。受信料引き下げについては、義務化に伴う支払い者の増加により、受信料収入の増加が見込まれることや、子会社の整理や娯楽・スポーツ制作部門の子会社化等の内部改革による経費削減により、可能としている⁴⁵。

NHKは、受信料の支払い義務化については、支払いの根拠がわかりやすくなり、公平負担の徹底に繋がるとし、受信料引き下げについては、収支全体の見直しを立てた上で、本年9月に策定する「経営計画」で示すとしている⁴⁶。また、事業規模、組織を見直すべきとの考えについては、幅広い分野の番組を提供するのがNHKの役割なので、番組をやめることではなく、経営努力により経費削減を行うとしている⁴⁷。

日本民間放送連盟は、受信料の支払い義務化について、負担の不公平感解消や、未契約・未払い解消により受信料引き下げが可能となることを考慮すると義務化を明確にすることは良いことと理解を示している⁴⁸。受信料引き下げは、支払い義務化の目的が、徴収コストの軽減や未契約者・不払い者の方を例外となるようにすることであるから当然であるが、あくまで、NHKが自主的に決める問題としている⁴⁹。

平成19年2月に行われた朝日新聞の世論調査によると、受信料の支払い義務化(賛成47%、反対44%)、受信料の水準(高い65%、適正27%、安い1%)、NHKの放送を受信料で支えることについて(賛成42%、反対47%)、との結果が出た。支払い義務化については、NHKの番組視聴時間が長い人や、高齢層ほど賛成の割合が高くなり、地域別では、東京23区や政令指定都市などの大都市圏を除く地域において、賛成が半数を占める結果となっている⁵⁰。

おわりに

平成19年6月1日に設置された、総務省情報通信政策局長主催の「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」においては、10月をめどに受信料体系のあり方について、一定の結論を出すことになっている⁵¹。また、9月末には、NHKが、受信料体系の見直しも含めた経営計画を発表する予定となっている。このため、今後、受信料に対する活発な議論が起こると予想され、議論の行方が注目される。

⁴⁴ 2月27日菅総務大臣会見の概要 前掲注42

⁴⁵ 「NHK受信料下げ「合理化すれば可能」『日本経済新聞』2007.1.16.

⁴⁶ 「受信料「支払い義務化」の見送りについて」NHK HP
<<http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/otherpress/070323.html>>

⁴⁷ 1月11日NHK会長会見要旨 前掲注40

⁴⁸ 「会長会見/2006-09-21-広瀬会長会見」日本民間放送連盟 HP <<http://nab.or.jp>>

⁴⁹ 「会長会見/2007-03-15-広瀬会長会見」日本民間放送連盟 HP <<http://nab.or.jp>>

⁵⁰ 「NHK受信料義務化 賛成47%、反対44%」『朝日新聞』2007.2.21 ほか

⁵¹ 前掲注11